

保険料にインセンティブ?

いつもお世話になっております。

協会けんぽにて平成30年度から新たに導入される、「インセンティブ(報奨金)制度」をご存知でしょうか。実際に保険料へ反映されるのは二年あとですが、概要をご案内させていただきます。

◎インセンティブ制度とは

→ 協会けんぽの加入者さま及び事業主さまの健康への取組に応じて、インセンティブを付与し、それを『健康保険料』に反映させる制度です。

お制度の財源となる保険料率として、新たに全支部の保険料率の中に、

0.01% 盛り込みます。

その上で、特定健診・保険指導の実施率や、ジェネリック医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、全支部をランキング付けし、上位過半数に該当した支部については、支部ごとの得点に応じた報奨金により、保険料率を引き下げます。

● 評価指標一覧 ●

- ・ 特定健診などの受診率・特定保険指導の実施率・特定保健指導対象者の減少
- ・ 医療機関への受診回数と受けた要治療者の医療機関受診率
- ・ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合



以上が協会けんぽのインセンティブ制度の大きな説明になります。

実際に保険料がどのくらい変わるのか、順位により保険料の差がどれくらいになるのか、

ランキングは具体的にどのように決まるのかなど、不明、不安な点が多々ありますね。

誰か負担することになるのかかわからない制度ではございますが、全体的に保険料が0.01%上がることには変わりございませんので、結局保険料率が上がるんだなと個人的には残念に思いました。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。